

## 【大蔵委員会】

### (1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類236件のうち、2種類96件を採択した。

大蔵

#### [法律案の審査]

税財政に関する法律案のうち、**財政構造改革の推進に関する特別措置法**案は行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託され、本委員会においては税制に関する法律案2件が付託された。

**内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案**は、第140回国会で成立した改正外為法が、平成10年4月から施行されることを受けて、税法上の整備を図ろうとするものである。具体的には、金融機関等の顧客が国外に一定金額（200万円超とすることが政令で予定）以上の送金等を行う場合、当該金融機関等が顧客の氏名、送金額等を記載した調書を税務署に提出する義務を課すこと等がその主な内容である。**租税特別措置法の一部を改正する法律案**は、我が国の企業が国外でユーロ債等を発行する場合、購入する投資家の本人確認を行う制度を創設すること等を目的とする。現行法では、非居住者（海外投資家等）が我が国企業のユーロ債等を購入する場合、円の国際化を図るために、当該債券の利子等を非課税としている。しかし、外為法改正による外国為替取引の自由化に伴い、居住者（我が国に住所を有する者）による制度の濫用が予想されることから、本法律案が提出されたものである。委員会においては、両案を一括して審査し、金融ビッグバンあるいは外国為替の自由化と適正課税の調和を今後どのように図るかとの質疑がなされ、来年4月からの確実な運用するものの、実施してみなくてはわからない面もあり、注視していきたいとの答弁が行われた。

会期中に三洋証券、北海道拓殖銀行、山一證券など大手金融機関の経営破綻が相次ぎ、日銀から日銀法第25条に基づき、3兆円を超える特別融資が行われ、預金者の保護等が図られた。その一方で、金融システムを守るために、金融機関に対し公的資金を導入するいくつかの構想が公にされた。

このような状況の中で今国会に提出された金融関連法律案4件の審査が行われた。**罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案**は、野村證券、第一勧業銀行の不祥事があったこと等を受け、金融機関の検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の強化、相場操縦等の不公正取引に係る罰則の強化、総会屋対策

に係る商法改正に伴う金融関係法律の罰則の整備を行うものである。委員会では、株式会社住宅金融債権管理機構中坊公平代表取締役に質疑を行ったほか、罰則引上げの水準と抑止効果、金融機関に対する検査の在り方等が議論された。

**持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案**は、第140回国会で、持株会社の設立等の禁止を解除する独占禁止法改正が行われたことに伴い、銀行業、保険業、証券業を子会社とする金融持株会社設立について、銀行等の経営の健全性確保、投資者保護等の観点から、銀行法、保険業法、証券取引法等の改正を行うものである。**銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案**は、金融持株会社の法律整備が行われることに伴って、銀行を100%保有する持株会社を当該銀行が設立することを可能とする制度を設けようとするものである。委員会では、両案を一括して審査し、連結財務諸表の情報公開基準、連結納税制度導入の是非等について質疑が行われた。また、金融持株会社を設立する場合、税制が障害になるのではとの疑問が呈されたが、政府から来年度の税制改正で対応していきたいとの答弁が行われた。

終盤国会の焦点となった**預金保険法の一部を改正する法律案**は、時限的な措置として、複数の破綻金融機関が合併し新たに金融機関が設立される場合、当該金融機関を預金保険法上の資金援助の対象に加えること等を主な内容とする。委員会では、特定合併の要件、預金保険機構の財務状況、2001年3月まで保護される金融商品の範囲、不良債権の情報開示の基準等が議論された。また、学識経験者2名を参考人として招致し、法案が想定するケースに対して預金保険機構が資金援助することの是非、大蔵省の金融行政に対する監督責任等に関する議論が行われた。また、橋本總理大臣の出席を求め、新型国債を財源として10兆円の公的資金を投入する構想の検討を總理が指示したとの報道をもとに、10兆円の金額の根拠が質された。總理は検討を指示したことは認めたものの、具体的な金額までは指示していないとの答弁を行った。

#### [国政調査等]

第140回国会閉会中の8月28日から30日までの3日間にわたり、地方における経済・財政・金融行政、税務・税関行政の状況等に関する実情調査のため、北海道に委員派遣を行い、10月16日に派遣委員の報告を行った。

### (2) 委員会経過

#### ○平成9年10月2日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成9年10月16日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年11月18日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）  
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）  
以上両案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月27日（木）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）  
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）  
以上両案について三塚大蔵大臣、政府委員、自治省当局及び参考人日本銀行副総裁福井俊彦君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。  
(閣法第2号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、新社  
反対会派 なし  
(閣法第3号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、新社  
反対会派 なし  
なお、両案について附帯決議を行った。

○平成9年12月1日（月）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月2日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、建設省、労働省当局、参考人株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君、日本銀行副総裁福井俊彦君及び同銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った後、可

決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、新社  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月3日(水)(第7回)

- 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)  
銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月4日(木)(第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)  
銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、政府委員、法務省当局、参考人日本銀行総裁松下康雄君及び同銀行副総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第5号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民  
反対会派 共産、新社

(閣法第6号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民  
反対会派 共産、新社

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成9年12月10日(水)(第9回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月11日(木)(第10回)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑

を行い、以下の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った。

株式会社共同通信社国際金融情報本部顧問 西崎 哲郎君

財団法人日本証券経済研究所主任研究員 紺谷 典子君

### ○平成9年12月12日（金）（第11回）

○預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第7号） 賛成会派 自民、社民

反対会派 共産

欠席会派 平成、民緑、新社

○請願第369号外95件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第323号外139件を審査した。

○租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）成立議案の要旨・附帯決議

#### 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第2号）

##### 【要旨】

本法律案は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調書の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 国外送金等をする者の告知書の提出等

（1）国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（公共法人、銀行、証券業者等（以下「公共法人等」という。）を除く。）は、その国外送金又は国外からの送金等の受領（以下「国外送金等」という。）がそれぞれ以下の(2)に該当する場合を除き、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、金融機関の営業所等又は郵便局等の長に提出しなければならない。当該金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、当該告知書の提出者が提示した住民票の写し、法人の登記簿の抄本等により本人確認をしなければならない。

###### ① 国外送金の場合

氏名又は名称及び住所、送金原因等

###### ② 国外からの送金等の受領の場合

氏名又は名称及び住所等

- (2) 本人口座（本人の名義で開設されている本人確認済みの口座）を通じて行われる国外送金等については、(1)の告知書の提出を要しない。

## 2 国外送金等調書の提出

- (1) 金融機関又は郵政官署は、その顧客（公共法人等を除く。）が当該金融機関の営業所等又は郵便局等を通じてする国外送金等（その金額が一定金額以下のものを除く。）に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等ごとに次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を記載した調書（以下「国外送金等調書」という。）を、その為替取引を行った日の属する月の翌月末日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。

### ① 国外送金の場合

国外送金をした顧客の氏名又は名称及び住所、送金額、送金原因等

### ② 国外からの送金等の受領の場合

国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称及び住所、送金額等

- (2) 金融機関又は郵政官署は、税務署長の承認を受けた場合には、磁気テープの提出をもって国外送金等調書の提出に代えることができる。

## 3 その他

- (1) 国外送金等調書の提出に関する調査に係る質問検査権についての規定を設ける。
- (2) 告知書の提出義務、国外送金等調書の提出義務、税務職員の守秘義務に対する違反行為についての罰則の規定を設ける。

## 4 施行期日及び適用関係

- (1) この法律は、平成10年4月1日から施行する。
- (2) 国外送金等調書の提出制度は、平成10年4月1日以後にされる国外送金等について適用する。

### 【内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国外送金等調書の提出制度及び民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度の運用に当たっては、外為法改正による国境を越える資金移動の自由化の趣旨を踏まえ、適正・公平な課税の確保に努めること。また、本制度の実施状況を十分注視しつつ、必要に応じ制度の適切な見直しを行うこと。
- 一 本制度の運用に当たっては、金融関係者の事務負担や利用者の便宜にも十分配慮するとともに、費用対効果を考慮に入れつつ、制度が実効性のあるも

のとなるよう税務当局における執行体制の十分な整備等必要な措置を講じること。

- 一 クロスボーダー取引を利用した租税回避等に対処するため、諸外国の税務当局との広範かつ十分な意思疎通を図り、税制に関する協力関係を強化すること。
  - 一 税の捕捉を図り課税の公平を実現する観点から、プライバシーの問題や経済取引への影響等にも十分配慮しつつ、今後、納税者番号制度の導入について更に掘り下げた検討を行うこと。
  - 一 金融取引の自由化、国際化に対応して、いわゆるグローバル・スタンダードの観点をも踏まえつつ、金融・証券税制について適切な見直しを行うこと。
- 右決議する。

### 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

#### 【要旨】

本法律案は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、民間国外債の利子等の非課税制度（所得税及び法人税）について特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 非居住者又は外国法人に対する本人確認制度

非居住者又は外国法人が利子を受け取る場合において、次の(1)又は(2)により非課税適用申告書又は利子受領者確認書の提出をしたときは非課税とし、利子支払者による源泉徴収を免除する。

###### (1) 非課税適用申告書の提出による利子非課税

非居住者又は外国法人が、その利子を受け取る際、その者の氏名又は名称及び国外にある住所等を記載した申告書を、利子支払者を経由して税務署長に提出したとき

###### (2) 利子受領者確認書の提出による利子非課税

非居住者又は外国法人から特定民間国外債（引受契約で、居住者又は内国法人への販売が禁止されている等の要件を満たす民間国外債）の保管の委託を受けている金融機関が、利子受領者に関する情報を利子支払者に通知し、利子支払者が利子受領者確認書を税務署長に提出したとき

##### 2 指定国で発行された民間国外債の利子に対する特例

非居住者又は外国法人が支払を受ける利子のうち、指定国で発行及び利子の支払が行われること等の要件を満たす民間国外債の利子については非課税とし、利子支払者による源泉徴収を免除する。

##### 3 その他

###### (1) 居住者又は内国法人が、国内の証券会社等を通じて利子を受け取る場合

には、従前同様、国内の証券会社等が源泉徴収（15%）を行う。

- (2) 本非課税制度の対象となる民間国外債の範囲に、償還期間4年未満の民間国外債を加える。

#### 4 施行期日及び適用関係

- (1) この法律は、平成10年4月1日から施行する。
- (2) 本特例措置は、平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に発行された民間国外債について適用する。

#### 【附帯決議】

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第2号）と同一内容の附帯決議が行われている。

### 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）

#### 【要旨】

本法律案は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 銀行法等の一部改正

銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、銀行持株会社等による一般事業会社の株式の取得等の制限、大蔵大臣による監督等、所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 銀行持株会社となろうとする会社は、あらかじめ、大蔵大臣（金融監督庁設置後は内閣総理大臣）の認可を受けなければならないこととする。
- (2) 銀行持株会社は、銀行、証券会社等、銀行業若しくは証券業に関連する業務等を営む会社等以外の会社を子会社としてはならないこととする。
- (3) 銀行持株会社又はその子会社は、国内のいわゆる一般事業会社の株式等については、合算して、当該会社の発行済株式総数等の15%を超えて所有してはならないこととする。
- (4) 大蔵大臣（金融監督庁設置後は金融監督庁長官）による銀行持株会社及びその子会社に対する報告徵求・立入検査等に関する規定を置くこととする。

#### 2 保険業法の一部改正

保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社所有に係る承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徵

求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 証券取引法の一部改正

証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。

### 4 預金保険法の一部改正

破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が、預金保険機構に資金援助の申込みを行うことができることとする。

### 5 その他

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の銀行法等の施行状況、銀行業等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、銀行持株会社等に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### **【持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案に対する附帯決議】**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融持株会社の解禁により、銀行等が産業支配を行うことのないよう、公正な競争促進の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。
  - 一 銀行持株会社グループ等の連結ベースでのディスクロージャーを充実させるとともに、預金者等の利用者にわかりやすく経営情報の開示を進めること。
  - 一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明義務を課し、銀行の影響力を行使した販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることのないよう配慮すること。
  - 一 銀行持株会社以外の他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑にするための方策について検討すること。
  - 一 金融持株会社制度の活用を促進するため、金融持株会社の設立の際及び設立後における課税のあり方について検討を進めること。また、持株会社形態を利用した租税回避の防止等にも留意すること。
- 右決議する。

# 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案（閣法第6号）

## 【要旨】

本法律案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 銀行持株会社創設のための合併の条件の特例

- ・ 金融機関と銀行持株会社の子会社である他の金融機関とが、当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、銀行持株会社が消滅金融機関の子会社であるときは、合併契約書に、消滅金融機関の株主が合併により受けるべき存続金融機関の株式を現物出資の目的として銀行持株会社に給付し、かつ、銀行持株会社が当該株主に対し現物出資に係る新株を発行することを合併の条件として定めることとする。

### 2 合併契約書の承認の特例

1の条件が定められた合併に係る株主総会の承認の決議については、発行済株式の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないこととする。

### 3 銀行持株会社が発行する株式総数の増加の制限の特例

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、発行済株式の総数と当該現物出資の給付を受けて発行する新株の総数を合計した数の4倍を超えない範囲において、その発行する株式の総数を増加することとする。

### 4 現物出資の検査の特例

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合において、消滅金融機関の株式が取引所の相場のある株式であり、かつ、合併契約書に記載された現物出資の目的たる存続金融機関の株式の価格が一定の証明を受けた株式評価額を超えないときは、当該現物出資については、検査役の調査を要しないこととする。

## 【附帯決議】

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）と同一内容の附帯決議が行われている。

# 預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

## 【要旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関に係る合併等に対し、預金保険機構が資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大する等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 本則関連（恒久的措置）

#### (1) 新設合併に対する資金援助

現行法で預金保険機構（以下「機構」という。）の資金援助の対象とされている健全な存続金融機関による吸收合併、営業譲受及び株式取得に加え、健全な金融機関と破綻金融機関の新設合併についても、新たに資金援助を行うことができるこことする。

#### (2) その他

機構が保険金の支払に際し取得する預金等に係る債権のうち、担保権の目的となっているものが2以上あるときは、その取得については機構の選択によることとする。

### 2 附則関連（時限的措置）

#### (1) 業務の特例

機構は、当分の間、特定合併（2以上の破綻金融機関を全部の当事者とする合併（新設合併に限る。）をいう。以下同じ。）に係る資金援助を行うことができることとする。

#### (2) 特定合併のあっせん

大蔵大臣（金融監督庁設置後は内閣総理大臣の委任により金融監督庁長官、以下同じ）は、平成13年3月31日までを限り、2以上の破綻金融機関のそれぞれについて、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該破綻金融機関に対し、書面により特定合併のあっせんを行うことができることとする。

#### (3) 特定合併への資金援助の申込み

特定合併のあっせんを受けた破綻金融機関及び特定合併を援助する金融機関等は、あっせんを受けた日から1年以内に限り、預金保険機構に資金援助の申込みをすることができることとする。

#### (4) 大蔵大臣の承認

特定合併のあっせんを受けた破綻金融機関は、資金援助の申込みのとき

までに、当該合併により設立される金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項の実施計画を策定し、大蔵大臣の承認を受けなければならないこととする。

(5) 破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例

都道府県知事は、破綻金融機関に該当する信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併が機構による資金援助を得て行われることが適當であると認めるときは、大蔵大臣に対し、特定合併のあっせんを行うことを要請することができるのこととする。

**罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）**

**【要　旨】**

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るため、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不公正取引、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則その他の金融関係法律の罰則の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の整備

(1) 銀行、保険会社、証券会社等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則について、長期を1年とする懲役刑を加え、罰金の多額を300万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を2億円に引き上げる。

(2) (1)の罰則の強化等に伴い、金融関係法律について所要の罰則の整備を行う。

2 不公正取引及び企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の整備

(1) 相場操縦、不正取引行為に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げるほか、損失補てん、内部者取引等の不公正取引に係る罰則の強化を行う。

(2) 重要事項に虚偽記載のある有価証券報告書の提出等に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げる等、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の強化を行う。

3 商法等の改正に伴う関係法律の罰則の整備

いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保する観点から行われる商法等の改正に伴い、関係法律について所要の罰則の整備を行う。

#### 4 その他

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しては、今後とも的確な行政処分の執行等厳正に対処すること。
- 一 我が国の金融・証券市場に対する内外の信頼を高めるため、ルールの透明化、経営情報の開示等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される市場の構築に努めること。
- 一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の一層の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のため、証券取引等監視委員会等の監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。
- 一 公正かつ透明な金融・証券市場の構築を図る観点から、金融関係法律の罰則規定の在り方については、今後とも社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。

右決議する。

## (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
2	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案	衆	9. 9.29	9.11.14	9.11.27 可 決 附帶決議	9.11.28 可 決	9.10.30	9.11.7 可 決 附帶決議	9.11.11 可 決
					○9.10.30 衆本会議趣旨説明				
3	租税特別措置法の一部を改正する法律案	"	9.29	11.14	11.27 可 決 附帶決議	11.28 可 決	10.30	11.7 可 決 附帶決議	11.11 可 決
					○9.10.30 衆本会議趣旨説明				
5	持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案	"	10.13	12. 3	12. 4 可 決 附帶決議	12. 5 可 決	11. 6	11.25 可 決 附帶決議	11.27 可 決
					○9.12. 3 参本会議趣旨説明 ○9.11. 6 衆本会議趣旨説明				
6	銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案	"	10.13	12. 3	12. 4 可 決 附帶決議	12. 5 可 決	11. 6	11.25 可 決 附帶決議	11.27 可 決
					○9.12. 3 参本会議趣旨説明 ○9.11. 6 衆本会議趣旨説明				
7	預金保険法の一部を改正する法律案	"	10.13	12.10	12.12 可 決	12.12 可 決	11.13	12. 5 可 決	12. 9 可 決
					○9.12.10 参本会議趣旨説明 ○9.11.13 衆本会議趣旨説明				
14	罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案	"	10.21	11.28	12. 2 可 決 附帶決議	12. 3 可 決	11. 6	11.28 可 決 附帶決議	11.28 可 決
					○9.11. 6 衆本会議趣旨説明				